

閲覧用

平成 30 年 8 月 20 日

第 9 回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第9回 二本松市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年8月20日(月) 午後2時00分から午後2時58分
- 2 開催場所 二本松市役所 正庁
- 3 出席した委員

会長 19番 奥平 貢市

会長職務代理者 1番 野地 太郎

農業委員

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一

32番 佐藤 美由紀

33番 泉 佳男

34番 松本 正典

35番 遊佐 一夫

36番 渡邊 久

37番 大石 忠雄

4 欠席委員

農業委員

8番 安齋 喜八 委員

農地利用最適化推進委員

20番 佐藤 一男 委員

5 遅参委員 なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第56号 現況確認証明申請について

第5 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更申請について

第7 議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 議案第61号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について(利用権貸借)

第10 議案第62号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に
対する意見について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地秀子 農地係長 野地 通 農地係 相川 誠

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様申し上げます。

携帯電話はマナーモード又は電源オフにされますようお願いいたします。

また、委員会での説明は、簡潔をお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 これより、平成30年第9回二本松市農業委員会を
開会いたします。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員 19名中18名、推進委員18名中17名で定足数
に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、8番 安齋 喜八 委員、20番 佐藤 一男 委員、より
欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則
第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただ
くことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、3番 武藤 善朗 委員、 4番 佐藤 勝則 委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名 会議書記には、事務局職員 菊地 秀子さんと野地 通君を任命いたします。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

それでは日程第4、

議案第56号 「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（齋藤弘美）委員

議案第56号番号1について調査内容を報告いたします。8月4日、佐藤勝則委員、馬場委員、菊地事務局長、森島事務局員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、一部農地として利用できる箇

所があり非農地とは認められないと考えます。よって、現況確認証明は不相当と報告いたしますので審議の程よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

議案第56号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を求めます。

質問、意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは議案第56号について採決いたします。

議案第56号について、一部については農地と判定し、非農地証明をしないことに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手多数）

議長（奥平貢市）会長 賛成多数ですので、議案第56号については、非農地証明をしないことに決定いたしました。

続いて日程第5、

議案第57号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

7番（根本信康） 委員

議案57号の1、調査内容の報告をいたします。8月11日、推進委員でございます泉さんと聞き取り調査を行いました。譲渡人3名となっていますが、うち■■■■さんと譲受人■■■■さんとのお話をしました結果、内容は事務局説明とおり特に問題ないと思います。許可相当と考えております。以上です。

10番（馬場利正） 委員

調査結果を報告いたします。8月13日、遊佐幸吉推進委員と一緒に譲渡人■■■■さん、譲受人■■■■さんの調査をいたしました。特に問題はないので許可可能と考えます。内容については事務局の説明とおりです。許可相当と思います。

13番（安齋 栄） 委員

議案第57号3、4、5について調査内容を報告いたします。

まず番号3について。13日午前、譲渡人の■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏に連絡を取り譲受人■■■■氏にも連絡、15日午前に■■■■氏、■■■■氏、そして■■■■氏都合が悪いためお母さんということで、また、推進委員の遊佐一夫氏にも立ち会いをいただき現地にて聞き取り、説明を受けました。申請事由は事務局説明どおりです。なお、■■■■氏は一氏、■■■■氏に一任することでした。

譲受人、譲渡人とも申請に間違いはないという確認をいたしました。私としては

何ら問題なく許可相当と判断いたします。皆様方の審議よろしくお願ひいたします。

続きまして番号4、譲渡人と推進委員の遊佐さんと譲受人の■■■■氏に現地にて聞き取り調査をし説明を受け、申請事由は事務局説明どおりです。譲受人の■■■■氏は市の職員でしたが退職いたしまして農業を行うということです。譲渡人、譲受人とも申請に間違いのないことを確認いたしました。私としては何ら問題なく許可相当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

続きまして5番について。同じく15日、推進委員の遊佐一夫氏にも立ち会いをもらい、貸付人の■■■■氏、同じく借受人の■■■■氏に現地にて聞き取り、説明を受けました。申請事由は事務局説明どおりです。借受人の■■■■氏は先ほども言いましたけど、市の職員を退職して農業を行うということです。両■■■■氏とも申請に間違いのないことを確認いたしました。私としては何ら問題なく許可相当と判断いたしました。皆様方の審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

9番（武藤一夫）委員

番号2番から4番までの移転についての価格を教えてくださいと思いま

す。また、5番についての使用貸借の単価についてもお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 事務局、答弁願います。

事務局 只今の武藤一夫委員の質問にお答えいたします。

番号1については贈与でありますので単価は0円ということになります。番号2については売買代金10アール当たり、田んぼが10アール当たり100万円、田んぼが100万円です。畑が10アール当たり38万1千円、畑が38万1千円です。番号3につきましては売買代金10アール当たり1000万円。番号3につきましては売買代金10アール当たり1000万円です。番号4につきましては売買代金10アール当たり1000万円。番号4も売買代金10アール当たり1000万円です。番号5につきましては使用貸借権の設定ですので無償での貸借となります。

議長（奥平貢市）会長 よろしいでしょうか。

9番（武藤一夫）委員 わかりました。

議長（奥平貢市）会長 そのほかご意見等ございましたら。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第57号1から5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第57号1から5について

は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6

議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（齋藤弘美）委員

議案第58号番号1について調査内容を報告いたします。8月16日、推進委員安齋さんとともに譲渡人■■■さん及び譲受人■■■さんから内容を聞き取り、翌17日に現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、進入路の一部変更で特に問題はないため、事業計画変更は許可相当と考えます。ご審議よろしく申し上げます。

4番（佐藤勝則）委員

議案第58号の2番につきまして調査内容を報告いたします。この案件については一時転用の期間延長ということで、8月17日貸付人の■■■さん、並びに借受人の■■■の■■■さんに電話にて聞きました。そして、次の日の18日午前中に平委員と一緒に現地を確認してまいりまして、私としては何ら問題なく許可相当と思われますので皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 なしということで、それでは採決いたします。

議案第58号1、2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第58号1、2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7

議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員

議案第59号の現地調査を行いました。申請人の[REDACTED]さんと8月17

日午前中に現地調査並びにお話し合いをした結果、今回の住宅等の測量調査にて初めて不本意であるが農地であることが分かりました。しかしながら進入路であるため、顛末書も出ているため温情にて審議の程お願いしたいと思います。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 なしということで、それでは採決いたします。

議案第59号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第59号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第8

議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員

議案第60号1番の説明を行います。8月17日、現地調査並びにお話し合いに行きましたが、転用理由は事務局説明のとおりであり申請理由は適当と思われる。よろしく審議をお願いします。

7番（根本信康）委員

議案第60号の2について、聞き取り調査の結果を報告いたします。貸付人の■■■■■さんのお話は息子さんの■■■■■さんと■■■■■の担当の■■■■■さんとのお話をさせていただきました。内容は事務局の説明どおりで特に問題ないと思います。許可適当と考えています。

6番（齋藤弘美）委員

議案60号番号3について調査内容を報告いたします。議案第58号番号1と同一事業なので同じ日、8月16日推進委員の安齋さんとともに譲渡人■■■■■さん及び譲受人■■■■■さんから内容を聞き取り、翌17日に現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果特に問題ないため許可適当と考えます。

続きまして、議案第60号番号4について調査内容を報告いたします。8月17日推進委員安齋さんとともに譲渡人■■■■■さん及び譲受人■■■■■さんから内容を聞き取り現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果特に問題ないため許可適当と考えますのでご審議よろしくお願いいたします。

4番（佐藤勝則）委員

議案第60号の5番につきまして、聞き取り調査並びに現地確認調査を大平担当の松本委員と二人で18日午前中に譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんと同席いただきまして確認してまいりました。転用理由につきましては事務局説明どおりであります。以上両名から顛末書が出ておりまして何卒ご承認いただきたい旨の内容がございました。松本委員とも話した結果、やむを得ず許可相当と思われまますので皆様のご審議よろしくお願いいたします。

13番（安齋 栄）委員

議案第60号の6、7について調査内容を報告いたします。番号6について。去る13日それぞれ連絡を取り17日午前に推進委員の遊佐一夫氏立ち合いの下、譲渡人■■■■氏、■■■■氏奥さんでしたけれども、譲受人の■■■■■■■■■■に現地にて聞き取り説明を受けました。転用目的、転用理由は事務局説明どおりです。なお■■■■氏は時間に遅れて間に合いませんでしたので19日の朝に電話にて聞き取りいたし、それぞれ申請に間違いのないことを確認いたしました。私としては農地がなくなること残念ではございますが許可相当と判断いたしました。皆様方の審議よろしく申し上げます。

続きまして番号7についてですね、この案件は先ほど議案57号の4と地番違いの件です。15日午前に推進委員の遊佐一夫氏立ち合いの下、譲渡人の■■■■氏、等氏、譲受人の■■■■氏に現地にて聞き取り、説明を受けました。なお、■■■■氏については■■■■氏、■■■■氏に一任するというので電話で確認

しておりました。転用目的、理由は事務局説明とおりです。私としては何ら問題なく許可相当と思います。皆様方の審議よろしくお願ひします。

16番（三浦喜周）委員

8番について現地調査のご報告を申し上げます。本来であれば安齋喜八委員の担当でございますが、欠席ということなので代わって説明を申し上げます。

8月17日、佐久間敏推進委員と一緒に郡山の■■■■から話を聞きました。翌18日に■■■氏と■■■氏兩名から現地にてお話を聞きました。内容については事務局説明とおりで許可相当と判断いたしました。皆様方の審議よろしくお願ひ申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんでしょうか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 意見なしということで、それでは採決いたします。

議案第60号1から8について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第60号の1から8については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第9

議案第61号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(奥平貢市) 会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますでしょうか。

1番(野地太郎) 委員

9番の■■■■さんなんですが、名前の字がどっちが正しいんですか。■■■■
の「■」なのか■■■■の「■」なのか。

議長(奥平貢市) 会長 事務局であとで確認しますということで、今はわか
らないそうでございます。よろしいでしょうか。

1番(野地太郎) 委員 はい。

議長(奥平貢市) 会長 それでは事務局あとで確認をお願いします。

その他ご意見ないでしょうか。

(意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第61号1から10について原案のとおり承認することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (奥平貢市) 会長 全員賛成ですので、議案第61号1から10については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第10、

議案第62号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 (奥平貢市) 会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する意見及び質問を許します。

9番 (武藤一夫) 委員

解除条件付きということで書いてあるんですが、認識不足でこの詳細についてできれば教えてください。

議長 (奥平貢市) 会長 はい、事務局答弁願います。

事務局長 農地を借りることのできる法人ではあるんですが [REDACTED] は。ただ、農地所有適格法人ではなくそういう要件を満たしていないというか、新規参入がしやすいように一般法人でも要件を満たせば農地を借りることができるんですけども、その中で適正に農地を利用していない場合は解除できるという条件を付して、農地所有適格法人でない場合は貸し借りをするということになっております。

議長（奥平貢市）会長　よろしいでしょうか。

9番（武藤一夫）委員

分かりました。

議長（奥平貢市）会長　その他ご意見、ご質問ございませんか。

ないようですので、それでは採決いたします。

議案第62号1から3について、原案のとおり承認することに賛成の委員は
挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第62号1から3について
は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成30年第9回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後2時58分）

協議会に入る前に事務局より1番野地太郎委員の質問に対する回答をした。

議案第61号番号9の利用権を設定する者の氏名は「 」が正しい。議
案書の訂正をお願いした。

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成30年8月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署名委員 武藤 善朗

署名委員 佐藤 勝則

